

事業計画（岩手県田野畑村）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	4 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表※。

田野畑海岸：T.P. 14.3m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定※した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

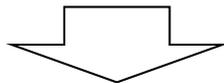
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
田野畑村	島の越漁港	501	防潮堤、水門、陸閘	7.30	14.30	—	H23.11	H24.1	策定中	H24.10	着工予定	H28.3	完了予定	用地買収、本工事	本工事	
田野畑村	平井賀漁港	349	防潮堤、水門、陸閘	7.30	14.30	—	H23.11	H24.1	策定中	H24.10	着工予定	H28.3	完了予定	測量調査、詳細設計、本工事	本工事	
田野畑村	明戸	378	防潮堤、水門、陸閘	9.00	14.30	—	H23.12	H24.9	策定中	H25.3	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計	本工事	

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系松前川水系など^{※1}の県・村管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、9箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所着手。

- ② 平成24年度に、新たに6箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計9箇所）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所、さらに、平成24年度内に7箇所（累計8箇所）で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び村が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね3年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

- ③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（9箇所）で災害査定を完了
- ・ 3箇所^{※2}で本復旧に着手

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、6箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計9箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所
平成24年度末まで：7箇所（累計8箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 2 ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地の復旧状況

平成 23 年度に復旧を概ね完了した。

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地 2 ha

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名：明戸
- ② 海岸防災林の林帯 6.00 h a が被災。
- ③ 今年中に、田野畑村復興計画案策定の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。

（保全対象：明戸地区集落、県道等）

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：5 漁港

被災漁港数：4 漁港

② スケジュール

田野畑村内の各被災4 漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成25年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：羅賀、島越、西和野 他
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

7. 復興まちづくり

(1) 漁業集落防災機能強化事業

ア) 箇所名： 羅賀・平井賀地区、島の越地区

イ) 羅賀・平井賀地区では津波により、当該地区の約 6 割にあたる 123 棟の家屋が全半壊、島の越地区では当該地区の 6 割を超える 138 棟の家屋が全半壊するなど壊滅的な被害を受けた。

ウ) 浸水域の地盤嵩上げや高台移転での住宅再建、避難路・避難誘導灯などの防災安全施設整備及び漁業集落道の整備を実施し、安全で快適な生活環境を概ね 5 年で整備する事を目指す。

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 86 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 9 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体（漁業集落排水施設）により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、処理機能を備える代替施設が完成するまでの間、簡易処理施設として使用するため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県田野畑村)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	<p>※田野畑村の海岸については、被災後も施設の機能が維持されたことから、応急対策を実施していない。</p> <p>● 計画堤防高さの公表 (9/26岩手県公表)</p> <p>施工準備 (堤防設計等)</p> <p>本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)</p>																
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)	<p>施工準備 (堤防設計等)</p> <p>本復旧</p> <p>← 出水期 → ← 出水期 → ← 出水期 →</p>																
3. 農地・農業用施設 ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	<p>がれきの撤去</p> <p>土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等</p> <p>営農再開</p>																
<p>(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。</p>																	
4. 海岸防災林	<p>今年中に再生方針</p> <p>海岸防災林の再生に向けた事業を実施</p>																
5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1)漁港	<p>23年12月にがれき撤去完了</p> <p>25年度末までに漁港施設の復旧の完了を目指す</p>																
6. 復興住宅(災害公営住宅等)	<p>住宅復興計画の策定</p> <p>具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開</p>																

	H23				H24				H25				H26				H27以降			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
7. 復興まちづくり (1) 防災集団移転・区画整理等 (漁業集落防災機能強化事業)																				
					24年度末までに各種施設の調査・設計を行うとともに、居住地の整備に必要な用地買収を実施する。															
					住民の最終意向確認	測量調査等を終えた箇所から整備を開始予定														
8. 災害廃棄物の処理																				
					(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)															
					(その他の災害廃棄物)															
					(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)							